

「21世紀新農政2006」(平成18年4月4日食料・農業・農村政策推進本部決定)  
に基づいた取組の進捗状況

【国際戦略】

<p>1. WTO、EPAへの積極的取組</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・WTOやEPAの国際交渉については、「多様な農業の共存」を基本理念として、「守るところは守る、攻めるところは攻める、譲るところは譲る」という姿勢で、戦略的かつ前向きに対応。</li><li>・WTO農業交渉については、輸出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指して交渉。各国共通のルールであるモダリティ確立を目指したが、合意に至らず交渉中断(18年7月)。WTO非公式閣僚会合(19年1月)等における議論を踏まえて、交渉は本格的に再開し、二国間や、ジュネーブでの交渉が活発化。</li><li>・「開発イニシアティブ」(17年12月公表)及び香港閣僚宣言(17年12月)を踏まえ、LDC(後発開発途上国。19年1月現在50か国)諸国に対する無税無枠措置を拡大。また、南南協力などを通じた「売れる農林水産物づくり」に向けた人材育成として、専門家の派遣や研修などを実施。</li><li>・EPAについては、東アジアを中心に、我が国と相手国における農林水産業や食品産業の共存・共栄が図られることを基本とし、相手国・地域における知的財産権の保護や食の安全の確保等を含む総合的な質の高いEPAの実現を図るべく推進。 (マレーシア(18年7月)と協定発効、フィリピン(18年9月)・チリ(19年3月)と署名、インドネシア(18年11月)・ブルネイ(18年12月)との間で大筋合意。 インド・ベトナム(共に19年1月)と交渉を開始、豪州(18年12月)・スイス(19年1月)と交渉開始に合意。)</li></ul>
--------------------------	--

<p>2. 農林水産物・食品の輸出促進</p> <p>（農林水産物・食品の輸出額を5年で倍増）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18年の農林水産物・食品の輸出額は、前年を13.0%上回る3,739億円。</li> <li>（15年：2,789億円（前年比+1.1%）→16年：2,954億円（前年比+5.9%）→17年：3,310億円（前年比+12.1%））</li> <li>・ 平成25年までに農林水産物等の輸出額を1兆円規模にするという安倍内閣の新たな目標の達成に向けて、農林水産省国産農林水産物・食品輸出促進本部（本部長：山本農林水産副大臣）において、「我が国農林水産物・食品の輸出促進に係る対応方策」を中間取りまとめ。19年春（4月～5月）の最終取りまとめに向けて、関係業界や国民から広く意見を募集し、さらなる対応方策の具体化を図っているところ（19年1月）。</li> <li>・ 中国へのコメ輸出について、中国政府と事実上の合意（19年の早期に輸出開始予定）（19年1月）。</li> <li>・ 海外の高級百貨店などに常設店舗を設置し、日本産農林水産物等の販売や料理講習会などを実施（アジア4か国5か所）。</li> <li>・ 海外主要都市にて日本産農林水産物等の展示・商談会を開催（アジア、欧米6か所）。</li> <li>・ 果実、水産物等の今後輸出拡大が期待される品目について戦略的に輸出に取り組む事業者の輸出拡大プロジェクトを支援（補助事業）。</li> <li>・ 世界各地の在外公館において、現地の要人やオピニオンリーダー等を対象に、日本からの高品質な食材を用いた日本食を提供する「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業を実施（18年10月以降、10か国（11か所）の在外公館で実施）。</li> <li>・ 海外日本食レストラン推奨有識者会議を設置（18年11月）し、同会議より「日本食レストラン推奨計画」として提言を提出（19年3月）。</li> <li>・ 日本食、日本食材の魅力を海外向けにPRするパンフレットの作成、配布（18年11月、19年3月）。</li> </ul>
<p>3. 東アジア食品産業共同体構想</p> <p>（東アジアにおける我が国食品産業の現地法人の活動規模を5年で3～5割上昇）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産省に東アジア食品産業活性化戦略会議を設置（18年7月）し、東アジア食品産業活性化戦略基本方針・実行計画を決定（18年12月）。</li> <li>・ 食品産業活性化戦略策定に係る現地法人を対象としたアンケート調査を実施（18年8月～9月）。</li> <li>・ 農林水産省ホームページに東アジア食品産業活性化戦略のホームページを立ち上げ、東アジア各国の基礎情報等関連情報を掲載（19年1月）。</li> </ul>

4. 知的財産権の保護  
・活用を通じた国際  
競争力強化

植物新品種について、

- ①出願件数を5年で5割増
- ②審査期間を20年度に世界最短水準の2.5年に短縮 等

- ・農林水産省知的財産戦略本部にて、農林水産分野で当面重点的に取り組むべき施策に関する「知的財産戦略の対応方向」を策定（18年6月）。政府全体で取りまとめた「知的財産推進計画2006」（18年6月）に反映。
- ・有識者からなる農林水産省知的財産戦略本部専門家会議を設置（18年7月）し、そこでの議論を踏まえ、概ね今後3年間で実施すべき施策を「農林水産省知的財産戦略」として取りまとめ（19年3月）。
- ・農林水産省に「植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会」を設置（18年7月）し、植物新品種の育成者権の保護・活用に向けた報告書を取りまとめ（18年12月）。「種苗法の一部を改正する法律案」を19年通常国会に提出（19年2月）。
- ・東アジアを中心に、EPA交渉を通じた品種保護制度整備の働きかけを実施。
- ・民間企業及び関係省庁と連携して、第4回知的財産保護官民合同訪中代表団を派遣（18年4月、18年6月）。また、農林水産省としても育成者権保護官民合同訪中ミッションを派遣（19年1月）し、中国における品種保護制度の整備・拡充の働きかけを実施。
- ・中国における育成者権の取得を促すため、もも品種（18年11月）及びクスノキ品種（19年1月）の中国への出願をモデル事業として支援。
- ・農林水産省に「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」を設置（18年4月）し、家畜の遺伝資源の保護・活用に向けた中間取りまとめを策定（18年8月）。
- ・農林水産省に「食肉の表示に関する検討会」を設置（18年8月）し、和牛等の表示の厳格化等を検討し、「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン」を策定（19年3月）。

## 【国内農業の体質強化】

### 1. 担い手の育成・確保と新規参入の促進

・認定農業者 約19万5千

(17年)

効率的かつ安定的な家族  
農業経営

33万～37万 (27年)

・一般企業等の農業参入

法人数を5年で3倍増 等

- ・担い手経営安定新法などの農政改革関連3法が成立（18年6月）。また関連事業規模を定めた「経営所得安定対策等実施要綱」を決定（18年7月）。品目横断的経営安定対策については、秋まき麦を作付ける農家のうち、収入減少影響緩和対策に加入する者の加入申請を受付け（18年9月～11月、18年秋時点の申請だけでも27,700経営体が申請）。
- ・担い手育成総合支援協議会において、担い手育成・確保の数値目標であるアクションプログラムを作成し、行政と団体が一体となって担い手育成に向けた取組を実施（認定農業者数219,374、特定農業法人数446、特定農業団体数1,067。18年12月末現在）。
- ・試験研究や食品産業向け事業等を除き、事業対象者が農業経営体である事業、事業効果が農業経営体に及ぶ事業を対象として、担い手への集中化・重点化の検討を実施。
- ・担い手への利用集積と優良農地の確保等の課題に対応するため、農林水産省内に農地政策に関するプロジェクトチームを設置（18年12月）するとともに、農地政策に関する有識者会議を設置（19年1月）し、農地政策の再構築に向けた検討・検証を実施。
- ・「農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業」を全国約600地区で実施するとともに、有識者による「農地・農業用水等の資源保全施策検討会」を5回開催。
- ・生産基盤整備完了地区における担い手への農地利用集積率は平均19ポイント向上（17年度実績）。また、20年度を初年度とする新たな土地改良長期計画の策定に向け、現行計画の実施状況を取りまとめ、評価を実施。
- ・一般企業等の農業参入を可能とするため、市町村基本構想に「特定法人貸付事業に関する事項」を位置付けるよう同構想の見直しを推進（600市町村。18年12月現在）。
- ・ホームページでの情報提供、企業等に対する農業参入推進大会・相談会等の活動の支援等の措置により企業等の農業参入を促進。一般企業等の参入法人は、前年の109法人（17年5月）から、173法人（18年9月現在）に増加。
- ・女性認定農業者の拡大、女性起業の高度化に向け、知識習得のための研修、情報提供及び普及啓発等を実施。また、若者の農外からの新規参入を促進するため、若者に特化した農業就業体験・研修を実施。

<p>2. 食料供給コスト縮減</p> <p>（食料供給コストを5年で2割縮減）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省に食料供給コスト縮減検証委員会を開催（18年6月）し、「食料供給コスト縮減アクションプラン」をとりまとめ、公表（18年9月）。さらに進捗状況の点検、「食料供給コスト縮減アクションプラン」の見直しについて議論（19年3月）。</li> <li>・「食料供給コスト縮減アクションプラン」に基づき、低価格資材の供給、効率利用等による生産コスト縮減や卸売市場改革、物流の効率化等による流通コスト縮減に向けた取組を実施。</li> <li>・農林水産省経済事業改革チームを4回開催し、全農の「改善計画」の進捗状況について点検するとともに、引き続き改革を確実に実施させるよう指導。</li> </ul>
--	--

## 【食の安全・食育】

### 1. 食の安全と消費者の信頼確保の徹底

- ・国内の家畜伝染病等の発生・まん延防止及び海外伝染病等の侵入防止
- ・食品表示の適正化及び新たなニーズに対応したJAS規格の導入の推進

#### 【国内の家畜伝染病等の発生・まん延防止等】

- ・平成17年度の茨城県での弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、防疫指針を改正し、弱毒タイプの発生時には、一定の条件の下、直ちに飼養鶏を処分しない、「農場監視プログラム」の適用を可能とした（18年12月）。
- ・宮崎県及び岡山県で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、県や関係府省と連携しつつ家畜伝染病予防法や「防疫指針」に基づくまん延防止措置等を実施。19年3月1日に全ての防疫措置が終了（19年1月～3月）。

#### 【食品表示等】

- ・表示基準に従った適正な表示がなされるよう恒常的に監視指導を実施。
- ・社会的ニーズを踏まえて選定した品目（牛肉加工品等及びアサリ等農水産物7品目（18年8月）、しいたけ（18年11月）、平成18年産米（19年1月））を対象に特別調査を実施。
- ・生鮮食品に近い20食品群の加工食品について原料原産地表示を義務化（18年10月）。
- ・農林水産省と厚生労働省が共同で開催する「食品の表示に関する共同会議」において緑茶飲料とあげ落花生（バターピーナッツ等）を原料原産地の義務表示の対象として追加する方向で検討中。
- ・加工食品（豆腐、こんにやく）の生産情報公表JAS規格を制定（19年3月）したほか、JAS調査部会（18年6月、7月）において養殖魚の生産情報公表JAS規格制定のための検討を実施。

#### 【食品安全の確保】

- ・有害化学物質による食品等の汚染実態調査、生産資材の安全確保のための調査・試験を開始（18年4月）。

## 2. 食育の推進

・学校給食における地場産品の使用割合21%→30%以上  
・教育ファームの取組がなされている市町村の割合42%→60%以上

- ・食育月間（食育推進基本計画（18年3月策定）により設定）にシンポジウムやイベント等を実施（18年6月）。
- ・食育推進交流シンポジウムを開催（18年6月～9月）。
- ・栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域の連携による食育推進事業を全国47地域において実施（18年4月～19年3月）。
- ・児童生徒向けの食生活学習教材の作成・配布（19年3月）。
- ・スーパー、コンビニ、外食等における「食事バランスガイド」を活用したモデル事業を実施（18年9月～19年3月）。
- ・ポスターやリーフレットの作成・配布、マスメディアの活用等による「食事バランスガイド」や「日本型食生活」等の普及・啓発。
- ・「教育ファーム」の事例集を取りまとめ、配布（19年3月）。
- ・農林水産省において地産地消行動計画を策定するとともに（18年4月）、地産地消推進検討会を開催し（3回）、給食や観光、商工業など農業以外の産業との連携による推進方策を検討し、19年度の施策に反映。
- ・地域における地産地消の実践的な計画策定を推進（618地区（18年3月現在）から702地区（18年9月末現在）に増加）。
- ・農産物直売所を中心に、地産地消の理解・認知度の調査等を行い、地産地消の効果・分析の検証手法を検討、取りまとめ（19年3月）。
- ・地産地消国際シンポジウム開催（19年1月）。また、全国地産地消推進フォーラムを開催し、地産地消の優良事例に対する農林水産大臣表彰を実施（19年3月）。

【新分野】

<p>1. 技術と知財の力で 新産業分野を開拓</p> <p>（新食品・新素材の市場規模 を5年3倍超）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5品目（メチル化カテキン茶、紫さつまいも、高リコペントマト、巨大胚芽米、雑穀）について、市場規模等の調査、ビジネスモデルの構築を実施。</li> <li>・ このうち、高リコペントマト及び巨大胚芽米については、食品会社、産地、消費者への情報提供のためのシンポジウム等を開催（19年3月）。</li> <li>・ 新食品・新素材の画期的な利用方法に関するグランドデザインの提供、産地と企業のマッチングを行う民間団体の公募を開始（19年3月）。</li> <li>・ 世界初の甘いコムギ「スウィートウィート」等を開発。サツマイモの新品種「パープルスイートロード」等を活用した新製品の共同研究開発を行うコンソーシアムを結成（18年12月）。その他、機能性に優れた新食品・新素材を開発中。</li> </ul>
<p>2. バイオマスから地球にやさしい自動車燃料</p> <p>（バイオマス熱利用導入 原油換算308万kl バイオマス輸送用燃料導入 原油換算50万kl）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を図るため、関係7府省からなるバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議（3回開催、事務局：農林水産省）において、技術面、制度面等の課題を整理し、工程表を策定、総理に報告（19年2月）。</li> <li>・ 沖縄県バイオエタノール実証事業関係府省連絡会議を設置（18年5月）し、関係府省が連携して沖縄でのバイオ燃料活用を検討。</li> <li>・ 農林水産省に国産輸送用バイオ燃料推進本部を設置（18年6月）し、国産バイオ燃料の利用促進方策の検討（19年3月末までに6回開催）。</li> <li>・ バイオエタノール3%混合ガソリン（E3）の実証事業を全国6か所で実施し、エタノールの製造・E3の供給を実施。</li> <li>・ バイオ燃料の高効率・低コストでの製造技術の開発について支援。</li> <li>・ 廃食用油等を利用したバイオディーゼル燃料製造等地域のバイオマスの利活用を図るため、市町村のバイオマスタウン構想の策定を支援（65件公表、19年1月末現在）。</li> </ul>

## 【地域】

### ○ 自ら考え行動する 農山漁村の活性化

（全国のモデルとなる農山  
漁村の事例数250）

- ・「立ち上がる農山漁村」有識者会議を開催し、農山漁村活性化の優良事例を50事例を選定。新たに、選定事例に支援・協力活動を行うことで地域の活性化に寄与し、他の団体の模範となるような企業・大学等を「立ち上がる農山漁村～新たな力～」として8団体選定（19年1月）。
- ・「立ち上がる農山漁村」に選定された事例について、ホームページ掲載やシンポジウム開催（18年9月、11月）等を通じて全国に情報発信。
- ・農林水産省農山漁村活性化推進本部（本部長：福井農林水産大臣政務官）を設置（18年10月）し、「農山漁村活性化戦略」を策定（18年12月）。同戦略に基づき、「農山漁村活性化支援窓口」を開設（19年2月）。さらに市町村長、特定非営利活動法人、有識者等との意見交換会を実施（19年1～3月）。
- ・農山漁村における定住・二地域居住や都市と農山漁村との地域間交流を促進し、農山漁村の活性化を図ることを目的とした「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案」を国会に提出（19年2月）。
- ・食料産業クラスターの形成を促進するため、都道府県レベルの食料産業クラスター協議会を40か所設立（19年2月末現在）。また、地域の農林水産品等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業を支援し、地域経済の活性化を図るため、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案」を国会に提出（19年2月）。
- ・企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化に関する地方公共団体による主体的かつ計画的な取組を支援するため、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案」を国会に提出（19年2月）。
- ・内閣官房副長官及び関係8府省の副大臣から成る「都市と農村漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」（副大臣PT）において、新たな各省連携施策を検討（19年2月）。
- ・男女共同参画推進本部における女性農業者との意見交換会の開催のほか、市町村段階における女性の参画目標の設定状況の調査及び普及啓発資料の作成・配布、表彰等を実施。
- ・野生鳥獣による農林水産業被害を防止するため、侵入防止柵の設置等地域の取組に対する支援を実施するとともに、新たに、専門家をアドバイザーとして登録し、地域の要請に基づいて紹介する取組、被害防止マニュアル（実践編）の作成、県域をまたがる広域地域での総合的防除技術体系の確立（5地区）を実施。